

国の出産・子育て応援給付金のお知らせ

国は、妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭が身近で相談でき、安心して出産・子育てができるように応援する伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金支給事業（経済的支援）を実施することを決定しました。

対象となる方へ給付金の申請方法についてご案内いたします。下記をご確認の上、申請期限までに必要書類を提出してください。

【対象者】

出産応援給付金:申請するときに、野田市に住民登録があり妊娠届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した方又は妊娠していることが明らかである方）

子育て応援給付金:申請するときに、野田市に住民登録があり令和4年4月1日以降に出生されたお子様を養育する方

【支給内容】

出産応援給付金：妊婦 1 人あたり 5 万円

妊娠届出時に妊婦さんと面談後、申請書を記入していただきます。申請者は妊婦になります。

※代理申請の場合、後日来所していただくか、訪問にて面談が必要になります。

子育て応援給付金：お子様 1 人あたり 5 万円

出生後新生児訪問または乳児家庭全戸訪問で面談時に申請書等をお渡します。申請者は面談した養育者になります。後日郵送していただきます。

【申請方法】

出産応援給付金の申請は妊娠届出時に申請書兼請求書に記入押印し、下記の書類を添付し提出してください。後日提出の場合や子育て応援給付金の申請は返送用封筒（切手不要）に入れて送付、または下記申請先へ提出してください。

※振込口座名義人が申請者と異なる場合は、委任者欄の記入もしてください。

【申請に必要なもの】

- ・出産応援給付金申請時は、妊娠確認のために産科医療機関等を受診したことがわかる書類の写し（診療報酬明細書など）
- ・申請書兼請求書
- ・印鑑（朱肉を使用するもので押印すること）この申請書は、請求書を兼ねておりますので押印が必要となります
※シャチハタやスタンプ印の場合には、保管している間に印影が消えてしまうため、申請書を返却します。再度申請していただくこととなります。
- ・申請者本人確認書類の写し（運転免許証・健康保険証など）
- ・振込先口座がわかるものの写し（通帳またはキャッシュカード、ネットバンクの場合はそれに代わる書類）

【申請期限】 妊娠中（やむを得ず妊娠中に申請できない場合は、お問い合わせください。）

【妊娠 8 か月頃の面談について】

妊娠 7 か月頃にアンケートを送付させていただきます。アンケートで助産師や保健師による面談を希望される方は、妊娠 8 か月頃に面談を行います。是非お申し込みください。なお、面談を希望されない方もアンケートは必ず返送してください。

《申請先・問い合わせ先》

保健センター	母子保健係	〒278-0003	野田市鶴奉 7-4 (4 階)	☎04-7125-1190
関宿保健センター		〒270-0226	野田市東宝珠花 260-1	☎04-7198-5011